

水道事業に関する提言

安全、安心な水道水の供給及び公営企業財政の健全化を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 水道整備・管理行政の移管後においても、安定的な事業運営が図られるよう、必要な予算を確保すること。
2. 水道施設の耐震化、老朽化対策等
 - (1) 安全で安定した水道水の供給を図るため、水道施設について、災害対策、応急復旧対策、耐震化やリダンダンシーを含めた安全の強化、老朽化した施設の更新・改良、再構築、統廃合等により生じた廃止施設の解体撤去等が促進されるよう財政措置の拡充等を図ること。

特に、防災・安全交付金については、適切な単価の設定、補助対象の拡大、補助採択基準の緩和、補助率の嵩上げを行うとともに、水道事業に対して適切に配分すること。

また、多目的ダムの供用開始後に要するダム施設更新費用について、財政措置の拡充を図ること。
 - (2) 大規模災害時の広域連携に向けた支援体制の強化を図ること。
3. 水道事業の健全経営のため、起債に係る公的資金枠の確保や償還条件の緩和を図るとともに、地方公営企業繰出金の繰出基準を緩和すること。

また、地方の実情を踏まえた新たな財政措置等を講じること。
4. 簡易水道等施設整備に係る国庫補助について、補助率の嵩上げや補助対象の拡大を行うなど、財政措置の拡充等を図ること。

また、複数の簡易水道事業が統合して設置された上水道事業及び上水道事業と統合した簡易水道事業について、財政措置の拡充等を図ること。
5. 工業用水道事業費補助金について、十分な財政措置を講じること。

また、地域特性や実情を考慮し、複数年での採択への見直しを検討すること。

6. 水道事業体の広域化について、更なる支援体制を整備すること。

特に、水道事業運営基盤強化推進等事業については、採択基準の緩和や補助対象の拡大を図るとともに、地域の実情に応じて時限措置を延長するなど必要な措置を講じること。

7. 令和7年度までとされている上水道事業の脱炭素化推進事業債については、事業期間を延長すること。

8. エネルギー価格高騰の影響を受けた水道事業に対する支援の充実を図ること。